

避難所運営マニュアル

(新型コロナウイルス感染症対策編)

令和5年1月

高知県香美市

1 はじめに

避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策に万全を期すことが重要です。

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症に対応した感染症対策として、平時の事前準備及び災害時の対応に関する事項を示すものです。

2 用語の定義

本マニュアルで用いる用語の意義は、次表のとおりです。

■ 用語及びその意義

用語	説明
自宅療養者	新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅療養をしていた軽症者等をいいます。
濃厚接触者	新型コロナウイルス感染症の感染が確認されている人の濃厚接触者をいいます。
発熱者等	発熱、咳等の症状がある者をいいます。ただし、濃厚接触者及び自宅療養者は含みません。
避難者	避難者とは、一般に、避難所避難者（指定避難所に避難した者をいいます。）と避難所外避難者（指定避難所以外の場所に避難した者をいいます。）に大別されますが、本マニュアルでは、避難所避難者のことを指します。 なお、感染症の感染予防及び医療・健康活動のしやすさの観点から、「濃厚接触者に該当する避難者」、「発熱者等に該当する避難者」、「自宅療養者に該当する一時避難者」及びこれら以外の避難者（「その他避難者」といいます。）に分類しています。
通常時	一般的な感染症対策を除き、新型コロナウイルス感染症に対応した感染症対策を必要としない時をいいます。
感染症対応時	一般的な感染症対策に加えて、新型コロナウイルス感染症に対応した感染症対策を必要とする時をいいます。
避難所	災害対策基本法に基づく指定避難所（事後に指定する場合を含みます。）をいいます。
避難所運営マニュアル	避難所ごとに、その開設と運営の手順等を定めたマニュアルをいいます。
避難所運営スタッフ	避難所の開設及び運営に従事する本市の職員、避難者（避難所運営マニュアルにおける運営組織の役員等）、ボランティア等をいいます。
密	換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」又は間近で会話や発生をする「密接場面」のことを指し、これら3つの密は「3密」と総称されます。なお、3密の条件がそろう場所は、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高くなります。

3 健康状態確認項目

避難者における健康状態を確認する項目については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点を踏まえ、以下に掲げる項目としています。

■ 健康状態確認項目の一覧

No	項目
1	濃厚接触者であって、現在、健康観察中であるか
2	普段より熱っぽく感じるか
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みがあるか
4	においや味を感じないか
5	せきやたん、のどの痛みがあるか
6	全身がだるいなどの症状はあるか
7	吐き気があるか
8	下痢があるか
9	からだに発疹が出ているか
10	目が赤く、目やにが多くないか
11	医療機関に通院をしているか（通院をしている場合には、症状を確認する。）
12	服薬をしているか（服薬をしている場合には、薬名を確認する。）
13	その他気になる症状があるか（気になる症状がある場合には、その症状を具体的に確認する。）
14	避難生活において介護や介助が必要か
15	避難生活において配慮を要する障がいがあるか（障がいがある場合には、その内容を確認する。）
16	乳幼児と一緒に又は妊娠中であるか
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はあるか（基礎疾患がある場合には、その疾患を具体的に確認する。）
18	てんかんはあるか

〔備考〕 1 受付時には、この表に掲げる全ての項目を確認します。

2 滞在時には、No.2 から 10 までの項目及び No.13 の項目を確認します。

4 感染対策物資

(1) 感染症対応時に必要な物品

感染症対応時には、通常時に必要な物品に加えて、下表に掲げるような物品を用意します。不足する物品があるときは、「食料・物資配送要望票」により直ちに供給を要請します。

■ 避難所運営スタッフのPPE（Personal Protective Equipment：個人用防護具）

分類	説明
身体の防護具	防護服（ガウン）、レインコート（カッパ）等
目の防護具	ゴーグル、フェイスシールド等
マスク	使い捨てマスク
手袋	使い捨て手袋（使い捨てゴム手袋、使い捨てビニール手袋等）

■ 衛生環境対策用の物資

分類	説明
マスク	使い捨てマスク
消毒液	アルコール手指消毒液、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等
体温計	非接触型検温計又は体温計
除菌シート	除菌用アルコールシート
タオル類	ペーパータオル、使い捨てタオル（掃除用）
新聞紙類	古新聞紙（汚物処理用）
ハンドソープ	ハンドソープ
家庭用洗剤	食器用洗剤、トイレ用洗剤等
ビニール袋	ポリ袋、レジ袋、ジップロック袋等
ラップ	ラップ
ゴミ袋	可燃ゴミ袋、不燃ゴミ袋
バケツ	バケツ
スプレー容器	スプレー容器（消毒液等の詰替用）
ゴミ箱	ゴミ箱（蓋付）
簡易トイレ	簡易トイレ
汚物処理袋セット	汚物処理袋・トイレトーパー・脱臭剤等のセット
ティッシュペーパー	ティッシュペーパー
パーティション	滞在スペースの区画割用、受付用
簡易ベッド	簡易ベッド
文具類	クリップボード（書類記入用）、筆記用具（ボールペン、鉛筆等）
上履き	スリッパ、体育館シューズ等

(2) 使用するマスク、手袋及びタオル

避難生活では、使い捨てのマスクや手袋を使用します。感染予防のため、洗濯して使い回すようなことは避けます。また、タオルについても1回ごとに使い捨てます。

5 感染予防対策

避難者及び避難所運営スタッフは、次に掲げる基本的な感染予防対策の徹底に努める必要があります。

(1) 手洗い

- ① 流水で手をよく洗います。
 - ② 手にハンドソープをとります。
 - ③ 手のひら・指の腹面、手の甲・指の背面、指の間、親指、指先、手首の順に、10秒間もみ洗いします。
 - ④ 流水で15秒間よくすすぎます。
 - ⑤ ペーパータオルで手をよく拭きます。
- ※ ②から④までの手順を2回繰り返すと効果的です。

(2) 手指消毒

- ① 乾いた手（手洗い後に拭いた手）にアルコールを含んだ消毒液をとります。
 - ② 両手の指先、手のひら、手の甲、指の間・親指、手首の順に、手が乾燥するまで消毒液をすり込みます。
- ※ 手指消毒は、流水で手洗いでできない場合にも有効です。

(3) 咳エチケット

咳エチケットとは、咳やくしゃみが出たときに周りの人へ病気をうつさないためのマナーをいいます。咳エチケットの基本は、正しくマスクを着用することですが、マスクがない場合に咳やくしゃみをする場合には、必ずティッシュ等で口と鼻をおおいます。手元にティッシュ等がない場合は、袖（二の腕）で口と鼻をおおいます。

(4) マスクの使用・着脱

- ① マスクを着用する前に手指消毒をします。
 - ② マスクを鼻の形にあわせて装着します。
 - ③ マスクの着用中は、マスクに触れないように注意します。特にマスクの内側は、清潔に保つ必要がありますので、手で触れたりしてはなりません。また、顎（あご）へずらすことも、マスクの内側にウイルスが付着することに繋がります。
 - ④ マスクを脱ぐ前に手指消毒をします。
 - ⑤ マスクのゴム部分をもってマスクを外します。このとき、マスク本体には触れないように留意します。
 - ⑥ 脱いだマスクは、ゴミとして正しく処分します。
- ※ 使用したマスクは、他の場所に持ち出してはなりません。
- ⑦ マスクが汚れたときは、上記①から⑥までの手順により、清潔で乾燥した新しいマスクと交換します。

(5) 手袋の使用・着脱

- ① 手袋を着用する前に手指消毒をします。
- ② 手袋を装着します。
- ③ 手袋の装着中は、その手で顔やマスクを触らないように注意します。
- ④ 手袋を脱ぐときは、片方の手袋から脱ぎます。このとき、清潔な内側には触れないように注意します。
- ⑤ 脱いだ片方の手袋の内側部分で、もう片方の手袋を脱ぎます。
- ⑥ 脱いだ手袋は、ゴミとして正しく処分します。

(6) ゴミの処分

- ① 「新型コロナウイルスが付着している可能性が高い廃棄物」と、それ以外の廃棄物（以下「普通廃棄物」といいます。）に分別します。
※ 「新型コロナウイルスが付着している可能性が高い廃棄物」とは、発熱者等、濃厚接触者又は自宅療養者に該当する避難者に係る使用済みのゴミ（マスク、ティッシュ、使い捨て手袋、弁当の容器など）、使用済みの避難所運営スタッフのPPE、清掃で排出したゴミ等をいいます。
- ② ゴミは、必ずゴミ袋に捨てます。ゴミを捨てる際、「新型コロナウイルスが付着している可能性が高い廃棄物」には、直接触れてはなりません。
また、「普通廃棄物」に該当するゴミであっても、次に掲げるゴミは、直接触れてはなりません。
ア マスク
イ 唾液、鼻水等が付着したティッシュ等
ウ 使い捨て手袋
- ③ ゴミ袋は、しっかり縛って封をします。その際、次のような場合には、二重にゴミ袋に入れます。
ア 感染症に感染する可能性が高い上記②のゴミを入れる場合
イ ゴミがゴミ袋の外面に触れた場合
ウ ゴミ袋の縛った部分に隙間がある場合
エ ゴミ袋に破れがある場合
- ④ ゴミを取り扱った後は、必ず、手洗いと手指消毒を行います。

(7) 滞在スペース・共同空間・専用空間の清掃

滞在スペース、共同空間及び専用空間（一時的滞在スペースを除く。）については、次のとおり清掃します。ただし、自宅療養者や新型コロナウイルス感染症を発症した者がいる場合には、災害対策本部に連絡し、必要な指示を受けます。

- ① 消毒液は、次亜塩素酸ナトリウム、アルコール（70%）、亜塩素酸水のものを使用します。
- ② 消毒液を十分に含ませたペーパータオルで物の表面を拭いて消毒します。
※ スプレー式ボトルの場合は、物の表面に直接噴霧してしまうと、ウイルスが拡散するおそれがあるので、必ず、ペーパータオルに噴霧します。

- ③ 手を触れるドアノブ、手すり、スイッチなどの共有箇所や、トイレ、筆記用具などの共有品は、1日こまめに消毒します。
- ④ ゴミを集めて処分します。
- ⑤ 1日こまめに換気します。
- ⑥ 清掃の度に、各所に配置しているペーパータオル、ハンドソープ、消毒液、その他感染対策物資の残量を確認し、必要に応じて補充します。
- ⑦ 清掃後は、必ず、手洗いと手指消毒を行います。

(8) 排泄物・汚物の処理

- ① 排泄物や汚物の処理（おむつの交換）の度に、汚物処理袋を1枚使用します。
- ② 使用した汚物処理袋は、しっかり縛って封をし、保管袋に廃棄します。
- ③ トイレでは、手が触れた箇所を消毒します。また、水洗トイレの場合は、蓋を閉めて流します。
- ④ 排泄物や汚物の処理を行った後は、必ず、手洗いと手指消毒を行います。

(9) トイレの清掃

- ① 手が触れる箇所（ドアノブ、トイレの蓋、レバー等）は、1日こまめに消毒します。その際、排泄物で汚染された部分の表面や、新型コロナウイルスが検出されやすいトイレの床の清掃には、注意が必要です。
※ 消毒の方法は、上記（7）のとおりです。
- ② 簡易トイレの場合、備付けの保管袋は、使用した汚物処理袋が10袋溜まるのを目安に、しっかり縛って封をして汚物置き場に廃棄します。
※ 汚物置き場では、保管袋をゴミ袋に入れて集めます。その際、上記（6）の例により処分しますが、その取扱いは、「新型コロナウイルスが付着している可能性が高い廃棄物」と同様です。
- ③ トイレは、十分に換気します。
- ④ 清掃の度に、トイレットペーパー、汚物処理袋及び保管袋や、手洗い場のペーパータオル、ハンドソープ及び消毒液の残量を確認し、必要に応じて補充します。
- ⑤ 清掃後は、必ず、手洗いと手指消毒を行います。

(10) 用具・物品の共有

- ① 用具や物品は、できるだけ共有を避けます。
- ② 共有した用具や物品は、使用後に消毒します。
※ 消毒の方法は、上記（7）のとおりです。
- ③ 使用後は、必ず、手洗いと手指消毒を行います。

(11) 換気

換気は、気候上できる限り常時行うことが理想ですが、困難な場合にはこまめにすることを心がけます。30分に1回、数分程度、窓・ドア等を全開にします。その際、2方向を同時に開け、換気扇がある場合には、これを併用します。

6 滞在スペース

(1) 分類及びその対象者

滞在スペースは、感染症の感染予防及び医療・保健活動のしやすさに配慮し、次表により対象者ごとに分類します。

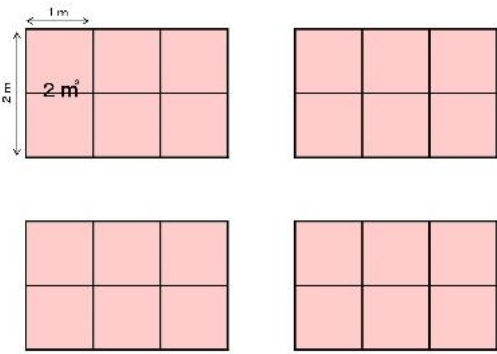
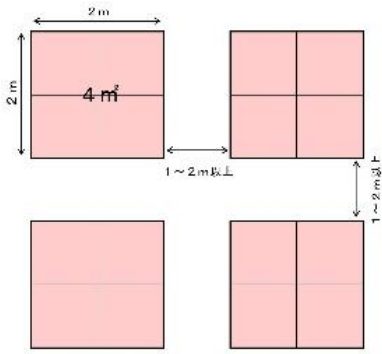

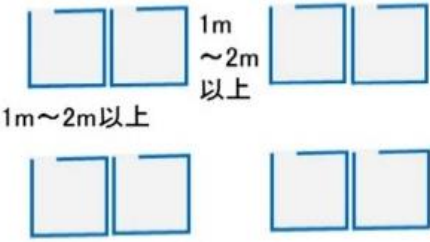

■ 滞在スペースの分類表


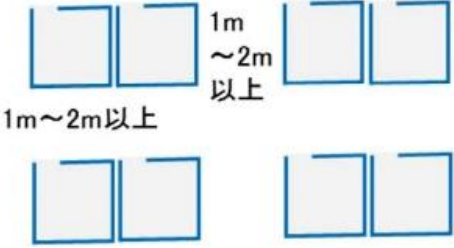
滞在スペース		対象者	対象者の基準（目安）
集合スペース	避難者スペース	<ul style="list-style-type: none"> 一般の避難者 要配慮者であって、避難者スペースでの生活でも差し支えない避難者 	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態確認項目について、すべて「該当なし」である者 健康状態確認項目 No.14 から 18 までの項目について、「該当あり」となる項目がある者
	障がい者・高齢者スペース	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者であって、集合スペースでの生活でも差し支えない避難者 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「避難者スペース」「障がい者スペース」の別は、本人の申出も参考に判断する。
専用スペース	発熱者等ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 発熱者等に該当する避難者 	<ul style="list-style-type: none"> 発熱がある者 健康状態確認項目 No.2 から 10 までの項目について、「該当あり」となる項目がある者
	濃厚接触者ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者に該当する避難者 	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態確認項目 No.1 が「該当あり」である者
	要配慮者ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者のうち、集合スペースでの生活が困難で、特に支援が必要な避難者 	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態確認項目 No.14 から 18 までの項目について、「該当あり」となる項目がある者及びその家族
	妊産婦ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児と一緒に避難した避難者 妊娠中の避難者 	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態確認項目 No.16 にチェックがついた者のうち、希望するもの
一時的滞在スペース		<ul style="list-style-type: none"> 自宅療養者に該当する一時避難者 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅療養者

(2) 集合スペース

感染症対応時は、通常時よりも感染症対策に配慮して区画を調整します。

■ 集合スペースの要件

	通常時	感染症対応時
テープ等による区画表示の場合	<ul style="list-style-type: none"> 1人当たり2㎡を1区画とします。 区画間は通行可能な距離を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> 1人当たり4㎡を1区画とします。 区画間の距離を1～2m以上あけます。 
パーティションを設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> 区画間は通行可能な距離を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> 区画間の距離を1～2m以上あけます。 飛沫感染を防ぐためには、少なくとも座位で口元より高いパーティションが推奨されます。  

<p>テントを設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区画間は通行可能な距離を確保します。  <p>The diagram shows a square layout with four arrows pointing towards the corners, labeled '4.4m² TYPE'. Below it is a photograph of a green and white tent with the text '災害対応型 プロイベントレーム' on its canopy.</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区画間の距離を1～2m以上あけます。 屋根は感染症対策としては有効ですが、熱中症対策としては適当ではありません。 接した面に通気口などの空気の入りがないように留意します。  <p>The diagram illustrates two rows of tent layouts. The top row shows two pairs of tents with a distance of '1m～2m以上' between them. The bottom row shows two pairs of tents with a distance of '1m～2m以上' between the pairs.</p>
-------------------	--	---

[備考] 「通常時」の目安は、「通常時」と「感染症対応時」の違いを容易に理解できるように、一般的な考え方を記載したものです。発災時には、避難所運営マニュアルの定めるところにより確保します。

(3) 専用スペース ① 要配慮者ゾーン及び妊産婦ゾーン

ア 集合スペースの部屋とは別の棟・階などにある部屋に確保する場合

感染症対応時には、部屋の全部又は一部を発熱者等ゾーン及び濃厚接触者ゾーンに割り当てるように調整します。

集合スペースの部屋とは別の棟・階などにある部屋について、発熱者等ゾーン及び濃厚接触者ゾーンを優先的に割り当て、残りの部屋を要配慮者ゾーン及び妊産婦ゾーンとして確保します。

イ 集合スペースと同じ部屋に確保する場合

通常時と感染症対応時のいずれの場合においても、集合スペースと同様の考え方で確保しますが、集合スペース、要配慮者ゾーン及び妊産婦ゾーンは、それぞれ個別に健康管理できるように、必ず滞在スペースを分けます。

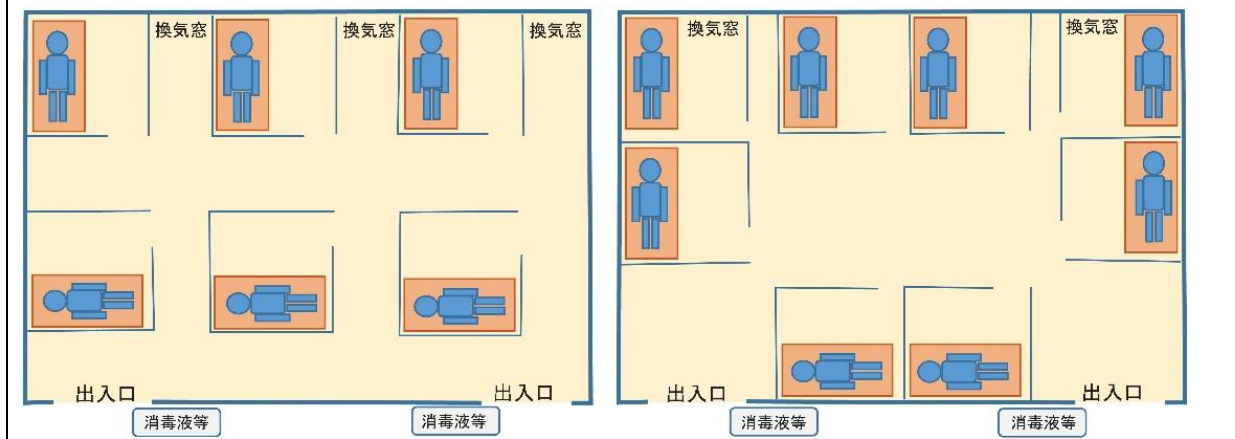
② 発熱者等ゾーン及び濃厚接触者ゾーン

発熱者等ゾーン及び濃厚接触者ゾーンは、必ず、集合スペースの部屋とは別の棟・階などにある部屋に確保します。なお、これにより、要配慮者ゾーン又は妊産婦ゾーンを集合スペースの部屋と同じ部屋に確保せざるを得ない場合も想定されます。

また、発熱者等ゾーン及び濃厚接触者ゾーンは、それぞれできる限り個室としますが、それぞれやむを得ず同室とする場合には、兼用ルールを遵守します。

■ 発熱者等ゾーン・濃厚接触者ゾーンの要件

- 発熱者等ゾーンと濃厚接触者ゾーンは、別の棟・階などにある部屋に設けます。
- できるかぎり個室にします。ただし、個室とすることが困難な場合には、各個人専用の居住スペースが確保されるように、パーティションで区切るなどの工夫をします。
 - ※ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションを推奨します。
 - ※ 個室管理は、発熱者等に該当する避難者よりも濃厚接触者に該当する避難者を優先することとします。
- 換気ができる部屋である必要があります。



(4) 一時的滞在スペース

自宅療養者に該当する一時避難者があり、近隣の宿泊療養施設等に避難することができない等のやむを得ない事由により避難所に一時的に滞在する場合には、発熱者等ゾーン及び濃厚接触者ゾーンの例により、一時的な滞在スペースを確保します。

一時的滞在スペースは、集合スペースや専用スペースを確保した建物とは別の建物とすることが望ましいですが、やむを得ず同一の建物に確保する場合には、動線を分け、専用のトイレを別途設置する必要があります。

※ 自宅療養者に該当する一時避難者は、宿泊療養施設や病院に移送するなど、その時の状況に応じた臨機応変な対応が必要です。

7 共同空間

集合スペースの対象者が使用する共同空間は、それぞれ密にならない工夫が必要となります。なお、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全にも配慮する必要があります。

(1) 食事スペース

食事は、飛沫感染の防止の観点から、密を避けるため、居住スペース内であることが望ましいため、基本的には、食事のための共同空間は設置しませんが、炊き出し等により食事スペースを確保することが適当である場合には、同じ方向を向いて座ったり、互い違いに座って食べるようにするなどの工夫をする必要があります。

(2) 談話スペース

飛沫感染の防止の観点から、密を避けるため、談話スペースは設置しません。

(3) 通路・階段

一方通行とし、できる限り通行者がすれ違わないように工夫します。なお、可能であれば出口と入口を分けます。

(4) トイレ

- ① トイレは、男性、女性、高齢者、車いすの利用者などに配慮して設置します。
- ② 女性用トイレの数は、可能な限り、男性用トイレの数に比べて多くします。
※ 「スフィアハンドブック2018」では、女性用トイレと男性用トイレの割合は、3：1が推奨されています。
- ③ ハンドソープと流水での手洗い、手指消毒等の手指衛生を行うスペースをトイレの近辺に確保します。

(5) 物資配給スペース

- ① 物資を配給するスペースを設置する場合には、2m間隔で並ぶようにするため、印をつけて動線を明示するなどして、密にならないように工夫をします。
- ② 女性用の衣類、下着、生理用品、その他女性用品の配給については、専用の物資配給スペースを別に設置したり、担当する避難所運営スタッフとして女性を配置するなど、女性と男性のニーズの違い等に配慮します。

(6) ゴミ置き場

避難所から排出されるゴミは、基本的に一般廃棄物として処理されます。

避難所においては、ゴミを「新型コロナウイルスが付着している可能性が高い廃棄物」と「その他廃棄物」に分別して、それぞれ別にゴミ置き場を設置します。

(7) 受付窓口

感染症対応時の避難者の受入れは、感染対策に配慮した受付窓口を設置して行います。受付窓口では、通常時の「避難者カード」の提出に加えて、健康状態確認項目を確認するために「健康状態チェックリスト（受付時）」（様式1）の提出を求めます。

- ① 避難者が受付窓口に滞留し、密になることがないように、受付の流れとレイアウトを工夫します。
- ② 受付の流れについては、手指消毒、検温、「健康状態チェックリスト（受付時）」の提出、「避難者カード」の提出、滞在スペースへの誘導といった動線を考慮しておくことが重要です。
- ③ 発熱者等に該当する避難者及び濃厚接触者に該当する避難者については、一般の受付ではなく、専用の受付窓口を確保して行います。
- ④ 悪天候等において、屋外に受付窓口を設置することが困難な場合には、発熱者等に該当する避難者及び濃厚接触者に該当する避難者は、専用スペースに一時的に避難させ、一般の受付を屋内で行うなどの工夫をすることが重要です。
- ⑤ 自宅療養者に該当する避難者が一時的に滞在する場合には、一時的滞在スペースに誘導してから受付を行います。「健康状態チェックリスト（受付時）」の提出に加えて、“陽性となった月日”“自宅療養開始月日”などを確認する必要があります。
- ⑥ 検温は、非接触型が望ましいですが、やむを得ず接触型を用いる場合には、一人が使用することに毎回消毒を行います。また、接触型の場合、検温に時間を要するため、受付窓口に滞留し、密になることがないように工夫することが重要です。
- ⑦ 「健康状態チェックリスト（受付時）」や「避難者カード」を受付窓口で記入することとした場合、受付窓口に滞留し、密になるおそれがあるため、クリップボードと筆記用具を手渡し、離れた場所で記入してもらう等の工夫が必要です。その際、これらの文具類は、一人が使用することに毎回消毒を行う必要があります。
- ⑧ 屋内に入る際には、靴をレジ袋に入れてもらいます。
- ⑨ 避難者と避難所運営スタッフの距離は2m以上あけます。

8 専用空間

専用スペース及び一時的滞在スペースの対象者については、感染症の感染拡大を防止するため、専用の通路やトイレを確保します。ただし、要配慮者ゾーン及び妊産婦ゾーンを集合スペースと同じ部屋に確保した場合は、これらの対象者は、上記7の共同空間によることとなります。

(1) トイレ

専用トイレは、次のとおり別々に設置します。

- ① 要配慮者ゾーンの対象者が使用するトイレ
- ② 妊産婦ゾーンの対象者が使用するトイレ
- ③ 発熱者等ゾーンの対象者が使用するトイレ
- ④ 濃厚接触者ゾーンの対象者が使用するトイレ
- ⑤ 一時的滞在スペースの対象者が使用するトイレ

※ 別々に設置することが困難な場合には、上記①及び②、又は③及び④の組み合わせに限り兼用することができるものとします。ただし、この場合、兼用ルールを遵守する必要があります。

(2) 通路・階段

通路・階段の通行については、次のとおり独立した動線を確保します。

- ① 要配慮者ゾーンの対象者の動線
- ② 妊産婦ゾーンの対象者の動線
- ③ 発熱者等ゾーンの対象者の動線
- ④ 濃厚接触者ゾーンの対象者の動線
- ⑤ 一時的滞在スペースの対象者の動線

※ 独立した動線を確保することが困難な場合には、上記①及び②、又は③及び④の組み合わせに限り兼用することができるものとします。ただし、この場合、兼用ルールを遵守する必要があります。

9 避難所のルール

避難者及び避難所運営スタッフは、感染症対応時の生活ルールについて、避難所運営マニュアルに定めるもののほか、次に掲げるルールを遵守する必要があります。なお、避難所運営スタッフは、各種ルールを掲示板に貼り出すなどして、周知を徹底します。

(1) 人権の尊重

避難所には、特に感染症対策に配慮を要する発熱者等、濃厚接触者及び自宅療養者だけでなく、高齢者、基礎疾患を有する者、障がい者、妊産婦等、多種多様な地域住民等が避難してきます。また、滞在中にも、体調を崩したり、濃厚接触者や新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生することも考えられます。このような方々を排除するのではなく、配慮するように心がけます。

(2) 生活のルール

- ① 使い捨てマスクを着用します。
- ② こまめに手指消毒をします。
- ③ 気温が高い場合には、熱中症対策のため、強い負荷の作業や運動を避け、こまめに水分を補給します。
- ④ 人と人との間隔をできるだけ2 m（最低1 m）以上あけるように意識して過ごします。
- ⑤ 毎日、体温と体調を確認し、「避難所健康チェックリスト」（様式 2）に記入します。
※ 体温は、食前の30分前を目安に測ります。
- ⑥ トイレに蓋がある場合には、使用後に蓋を閉めます。また、水洗トイレの場合は、トイレの蓋を閉めて流します。
- ⑦ ゴミは各自で密閉して廃棄します。
- ⑧ 靴は、レジ袋に入れて各自で保管します。
- ⑨ 洗濯は、家庭ごとに交代して行います。
- ⑩ 洗っていない手で目や鼻、口などを触れてはなりません。
- ⑪ 身の回りは、各自で、定期的に、清掃、消毒を行います。
- ⑫ トイレなどの共有空間や、机、文具類など、共有して使用する用具・物品は、密にならないように配慮した上で、順番に交代して利用します。また、利用後は必ず消毒します。

(3) 専用スペースの対象者向けのルール

上記(2)のルールに加えて、以下のルールも遵守する必要があります。

- ① 使用したマスクは、他の部屋に持ち出してはなりません。
- ② 体調が悪化した場合や、新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、直ちに避難所運営スタッフにその旨を伝えます。

(4) 兼用ルール

専用空間を兼用する場合には、次に掲げる感染症対策を講じます。

① 時間的分離

トイレの使用や、通路・階段の通行ごとに、消毒や換気を行うようにします。そのため、一定の作業時間を設け、次の者が使用するまでの時間的分離をします。

② 消毒

トイレの使用や、通路・階段の通行の際に触れ、又は触れるおそれがある所（便座、手すり、ドアノブ等）は、その度に消毒します。

③ 換気

トイレの使用や、通路・階段の通行ごとに、一定の間、換気を行います。

(5) 避難所運営スタッフのルール

① 避難所の開設及び運営を行う避難所運営スタッフは、避難所運営マニュアルに定める運営組織（役員）が中心となります。

避難所運営スタッフの役割を決める際には、感染症対策に配慮し、発熱者等ゾーンの対象者、濃厚接触者ゾーンの対象者及び一時的滞在スペースの対象者を避難所運営スタッフにしないようにします。

■ 避難所の開設及び運営を行う避難所運営スタッフの構成

		構成	
避難所運営スタッフ		運営組織（役員）	会長
			副会長
	運営リーダー		各班の班長
	担当スタッフ	各班の班員	

[備考] 運営組織の班長の分類は、避難所運営マニュアルの定めるところによります。

② 担当スタッフは、次表のとおり滞在スペースの分類に合わせて割り振ります。

■ 避難所運営スタッフの担当分類表

担当スタッフの分類	担当する滞在スペース
ア 集合スペース担当	集合スペース
イ 要配慮者ゾーン担当	要配慮者ゾーン
ウ 妊産婦ゾーン担当	妊産婦ゾーン
エ 発熱者等ゾーン担当	発熱者等ゾーン
オ 濃厚接触者ゾーン担当	濃厚接触者ゾーン
カ 一時的滞在スペース担当	一時的滞在スペース

[備考] 1 各担当スタッフは、担当する滞在スペース以外には立ち入らないようにします。

ただし、別々に分担することが困難な場合には、上記イ及びウ（集合スペース並びに要配慮者ゾーン及び妊産婦ゾーンが同じ部屋である場合にはア、イ及びウ）、又はエ及びオに限り兼任することができることとします。

2 心臓・肺・腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などは、体調に留意することが大事であるため、上記エ、オ及びカの担当スタッフに

してはなりません。

- ③ 運営組織の会長、副会長及び各班長（運営リーダー）は、本マニュアルで定める感染症対策に配慮しながら、避難所運営マニュアルに定める業務を行います。
- ④ 運営組織の各班員は、本マニュアルで定める感染症対策に配慮しながら、避難所運営マニュアルに定める業務を行います。なお、感染症対策に配慮した主な業務は、次表のとおりです。

■ 各班員の主要業務

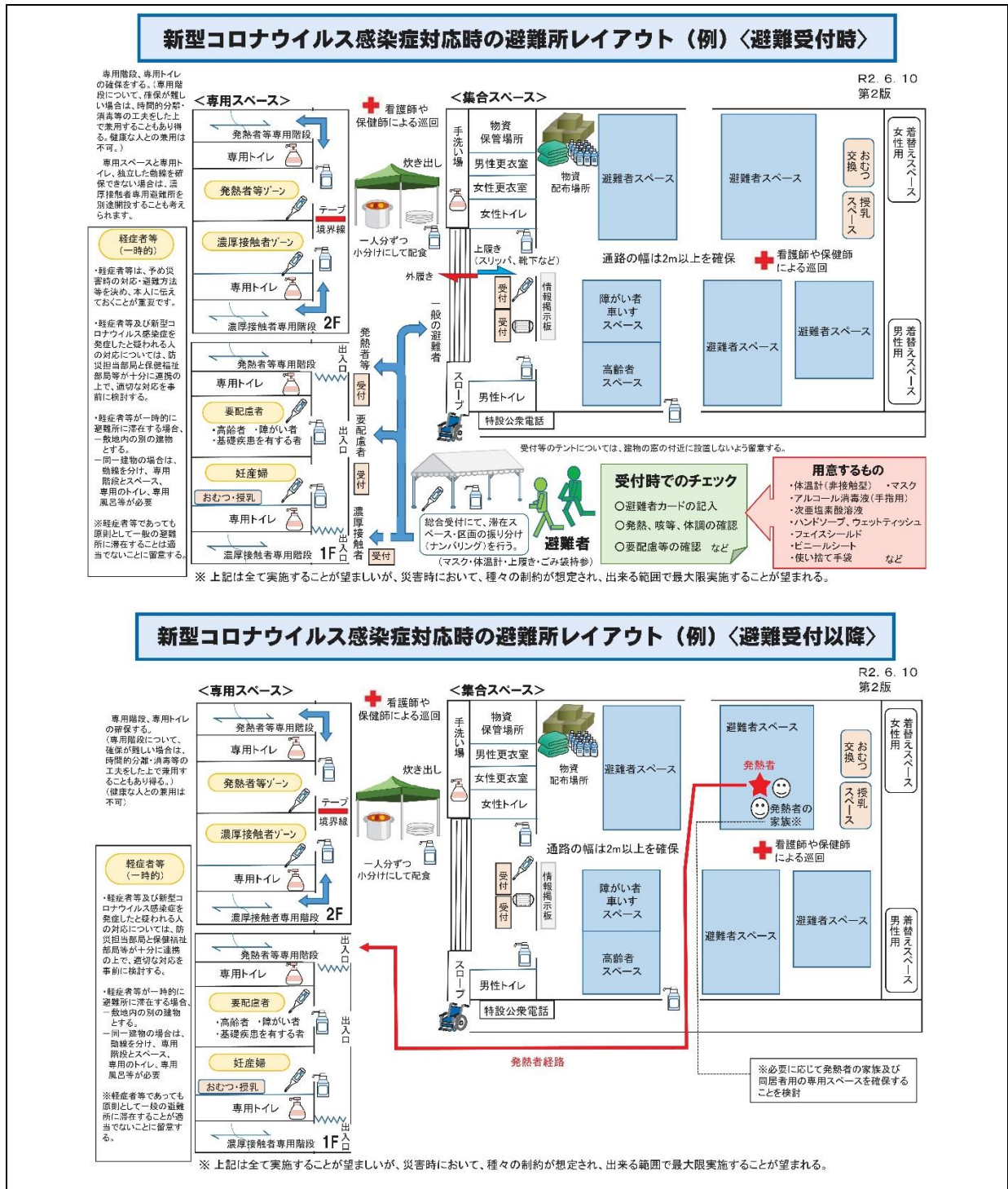
- 毎日、定期的に見回りをし、健康状態を確認します。
- 避難者が入所するときは、受付窓口から滞在スペースへ移動する際に誘導します。
- 避難者に対して、避難所のルールを周知します。
- 避難者に対して、食事や物資を供給します。
- 避難者が滞在する区画を移動し、又は退所したときは、当該避難者が滞在した区画内を清掃及び消毒を行います。
- 毎日、定期的を担当する滞在スペースに属する共同空間や専用空間の換気、清掃及び消毒を行います。
- 業務の開始時及び完了時には、運営リーダーにその旨を報告します。

- ⑤ 各種業務を開始する前には、必ず、避難所運営スタッフのPPEを装着します。
- ⑥ 避難者のプライバシーに配慮するとともに、避難者の人権を尊重した対応を心がけます。

10 避難所の設営

① 避難所のレイアウトは、受付時とそれ以降の運営を踏まえて考えます。

■ 感染症対応時の避難所のレイアウト（例）



〔備考〕 これは、レイアウトの概念として、各エリアの配置を示すものです。この図に例示されている物品等は、発災時に確保されていない場合があります。

《出典》 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について（令和2年6月10日付け府政防第1262号・消防災第114号・健感発0610第1号）

- ② 避難所運営スタッフは、手指消毒を行います。
- ③ 各所の設営を行います。

上記6「滞在スペース」～8「専用空間」を参照

※ 滞在スペースについては、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した際に、容易に濃厚接触者を特定することができるように、滞在する区画（テーブル等による区画表示の場合、パーティションを設置する場合、テントを設置する場合に区画割りした区画をいう。）に番号を付して避難者を管理します。

- ④ 各所に、業務で使用する机等の資機材や感染対策物資を配置します。

■ 配置する感染対策物資

配置場所		配置する感染対策物資
共同空間	通路・階段	消毒液（手指用）
	トイレ	簡易トイレ、汚物処理袋セット、ハンドソープ、ペーパータオル、消毒液（手指用）、消毒液（物の表面用）
	物資配給スペース	養生テープ
	ゴミ置き場	可燃ごみ袋
	受付窓口	ペーパータオル、消毒液（手指用）、消毒液（物の表面用）、使い捨てマスク、体温計、文具類
専用スペース・一時的滞在スペース及びその専用空間	専用スペース・一時的滞在スペース	ペーパータオル、消毒液（手指用）、消毒液（物の表面用）、文具類
	トイレ	簡易トイレ、汚物処理袋セット、ハンドソープ、ペーパータオル、消毒液（手指用）、消毒液（物の表面用）
	通路・階段	消毒液（手指用）

[備考] 受付窓口の使い捨てマスクの配置は、発災時の混乱等により、マスクを装着できずに避難してくることを想定しています。

- ⑤ 各所の換気、清掃及び消毒を行います。

上記5「感染予防対策」の（6）～（10）を参照

- ⑥ 設営業務を完了したときは、手洗いと手指消毒を行います。

11 避難所の運営

(1) 受付業務

- ① 受付窓口は、運営リーダーと担当スタッフが運営します。
- ② 運営リーダーと担当スタッフは、手指消毒を行い、PPEを装着します。
- ③ 業務で使用する机等の資機材や感染対策物資については、業務開始前、業務完了後に消毒を行います。また、業務中においても定期的に消毒を行います。
- ④ 受付窓口では、通常時の「避難者カード」の提出に加えて、健康状態確認項目を確認するために「健康状態チェックリスト(受付時)」(様式1)の提出を求めます。
- ⑤ 「健康状態チェックリスト(受付時)」(様式1)により健康状態を確認し、滞在スペースに誘導します。
- ⑥ マスクを装着していない避難者については、装着するように促します。
- ⑦ 受付業務を完了したときは、手洗いと手指消毒を行います。その際、他の業務を行う予定がない場合には、PPEは脱いで廃棄します。

(2) 健康管理業務

- ① 担当スタッフは、手指消毒を行い、PPEを装着します。
- ② 業務で使用する机等の資機材や感染対策物資については、業務開始前、業務完了後に消毒を行います。また、業務中においても定期的に消毒を行います。
- ③ 毎日、定期的に巡回し、避難者の様子を窺うとともに、「避難所健康チェックリスト」(様式2)により健康状態を確認します。
- ④ 避難者の健康状態に異常があり、又は異常があると思われる場合には、担当スタッフは、速やかに、運営リーダーを介して会長に報告します。
報告を受けた会長は、災害対策本部に連絡し、必要な指示を受けます。指示を受けたときは、速やかに、運営リーダーを介して担当スタッフに必要な指示をします。
※ 「健康状態に異常がある場合」とは、「避難所健康チェックリスト」(様式2)において、37.5℃以上の発熱があり、又は各症状のいずれか一つでも該当がある場合をいいます。
※ 「健康状態に異常があると思われる場合」とは、「避難所健康チェックリスト」(様式2)では「健康状態に異常がある場合」に該当しないが、所見により健康状態に異常の疑いがあると判断できる場合をいいます。
- ⑤ 巡回を完了したときは、手洗いと手指消毒を行います。その際、他の業務を行う予定がない場合には、PPEは脱いで廃棄します。

(3) 清掃業務

- ① 担当スタッフは、手指消毒を行い、PPEを装着します。
- ② 業務で使用する机等の資機材や感染対策物資については、業務開始前、業務完了後に消毒を行います。また、業務中においても定期的に消毒を行います。
- ③ 各所の換気、清掃及び消毒を行います。

上記5「感染予防対策」の(6)～(10)を参照

頻度は、毎日、定期的に行うようにあらかじめ計画を立てておきます。また、清

掃業務を行う際には、配置している感染対策物資の残量を確認し、必要に応じて補充します。

- ④ 清掃業務を完了したときは、手洗いと手指消毒を行います。その際、他の業務を行う予定がない場合には、PPEは脱いで廃棄します。

(4) 食事・物資の配給

- ① 担当スタッフは、手指消毒を行い、PPEを装着します。
- ② 業務で使用する机等の資機材や感染対策物資については、業務開始前、業務完了後に消毒を行います。また、業務中においても定期的に消毒を行います。
- ③ 食事（非常食、飲料水、ミルク等）の受け渡しは、各担当スタッフが配食します。
発熱者等ゾーン、濃厚接触者ゾーン及び一時的滞在スペースの対象者に対して配食するときは、直接受け渡してはなりません。必ず、各部屋の前や、机の上などに置いて渡す方法をとるようにします。
- ④ 物資の受け渡しは、各担当スタッフが行います。基本的には、上記①の食事の受け渡しと同じ方法をとりますが、集合スペースの対象者への配給については、配給する物資量が多いと、物資の運搬等、業務が煩雑となることも予想されますので、このような場合には、感染対策を十分にした上で、物資配給スペースで配給するようにします。なお、物資配給スペースで配給する場合には、密にならないように、集まる人数や受け渡しに要する時間等を勘案して、順番に案内するなどの方法をとります。
- ⑤ 食事・物資の配給業務を完了したときは、手洗いと手指消毒を行います。その際、他の業務を行う予定がない場合には、PPEは脱いで廃棄します。

12 避難者への協力要請

- ① 災害時に備えて、平時から、発災後3日間に対応する3日分（可能な限り7日分以上）の食料、飲料水、その他必要な物資を備蓄するようにお願いします。
- ② 避難される際には、できる限り物資をご持参ください。主な必要物資は、次のとおりです。

物資の種類	説明
食料・飲料水等	発災後すぐに市備蓄物資を供給することは困難であるため、平時から各自が備蓄することが重要です。
使い捨てマスク	避難生活では、感染症対策のため、避難生活期間に対応した数量の使い捨てマスクが必要となります。
体温計	避難生活をする期間中は、各自の健康管理のために、毎日、定期的に体温と体調を確認します。
薬	平時に使用している薬はご持参ください。
上履き	避難所では、避難者数に対応した数量の上履きをご用意できません。

- ③ 災害時には、地域住民等が一斉に避難してきます。受付窓口に避難者が滞留すると、待機者が増え、密にも繋がります。避難者カードや健康チェックリストは、平時からご用意いただき、避難するにあたり、事前に作成することが可能であるときは、これを作成した上で、持参してください。

受付日	年 月 日
-----	-------

健康状態チェックリスト（受付時）

●太枠の項目についてご記入ください。

氏名	年齢	住所

[受付者記入欄]

避難者カード 整理番号(転記)

[受付者記入欄]

No	チェック項目		確認欄
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
2	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> °C
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
4	においや味を感じないですか？	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
7	吐き気がありますか？	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
8	下痢がありますか？	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
9	からだにぶつぶつ（発疹）が出ていますか？	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
10	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
11	現在、医療機関に通院をしていますか？ 〔 症状： 〕	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
12	現在、医療機関に通院をしていますか？ 〔 薬名： 〕	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
13	そのほか気になる症状はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください。 〔 〕	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
14	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？ ※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください。 〔 〕	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
16	①「乳幼児と一緒に」 又は ②「妊娠中」ですか？	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください。 〔 〕	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
18	てんかんはありますか？	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>

[受付者記入欄]

避難所名			受付者氏名		
滞在スペース	集合・専用	避難者スペース ・ 障がい者・高齢者スペース		区画番号	
		発熱者等ゾーン ・ 濃厚接触者ゾーン		区画番号	
		要配慮者ゾーン ・ 妊産婦ゾーン		区画番号	

避難所健康チェックシート

避難者カード 整理番号(転記)	氏名	年齢	避難所名
滞在スペース		集合・専用	避難者スペース・障がい者・高齢者スペース
			発熱者等ゾーン・濃厚接触者ゾーン
			要配慮者ゾーン・妊産婦ゾーン
			区画番号
			区画番号
			区画番号

	日付	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
体温測定	朝	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
息苦しさ	一つでも該当すれば「はい」に○を付す ・息が荒くなった(呼吸回数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない ・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
におい・味	「におい」や「味」を感じない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
せき・たん	「せき」や「たん」がひどい	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
だるさ	全身のだるさがある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
吐き気	吐き気がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
下痢	下痢がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
その他	症状がある場合は「はい」に○を付し、番号等を記入する ① 食欲がない ② 鼻水・鼻づまり・のどの痛み ③ 頭痛・関節痛や筋肉痛 ④ 一日中気分がすぐれない ⑤ からだにぶつぶつ(発疹)が出ている ⑥ 目が赤い ⑦ 目やにが多い ⑧ その他(症状を具体的に記入する)	[症状]	[症状]	[症状]	[症状]	[症状]	[症状]	[症状]	[症状]
確認者氏名									

避難所運営マニュアル
(新型コロナウイルス感染症対策編)

令和5年1月 作成

高知県香美市
